

区域外接続の期限設定について【追加お知らせ】

令和4年10月1日

美濃加茂市下水道事業では、令和3年2月に右の文書を通知し、農振除外申請を要する農地について、下水道計画区域外の接続を、条件付きで許可してきました。

この度、この農地から宅地化された土地の、下水道への接続について、さらに期限等の条件を設けることとしましたので、お知らせいたします。

■農振除外申請を要する農地の接続条件にある記載事項

申請が認められた日より概ね1年間のうちに農地法の農地転用申請をしてください。

上記の『概ね1年間』に、期限をきめました。

■区域外接続の最終3条件

- 1. 令和3年6月の農振除外申請分までの土地であること。
 - ※ 2. 令和5年3月末までに農地転用申請を行った土地であること。
 - 3. 下水道事業が、区域外接続を認めた（認めることが見込める）土地であること。
- ※事前相談が必要です。

上記3条件をすべて満たした物件のみ、下水道接続を許可することとします。

また、上記の条件2(※)についても、令和5年6月末までに転用許可を受けたものまでしか接続許可をしません。

詳しくは、窓口にてご確認ください。

<お問合せ先>

美濃加茂市上下水道課お客様係・下水道維持係

電話：0574-25-2111
内線 324・424

下水道事業（蜂屋川公共・下米田特環・農集）における区域外接続についてのお知らせ

〈市の方針〉

防災面からの浄化槽促進

- ・災害時における下水道使用不可能な状況を想定した汚水処理対策
- ・浄化槽設置者の負担軽減（補助制度を更に充実）⇒浄化槽補助制度の改正参照

立地適正化

- ・居住区域への適正な誘導
- ・一定の居住密度を維持することによる空家対策



下水道（蜂屋川公共・下米田特環・農集）の区域外接続については次のとおりです。

農 地	・農振除外申請を要する農地 令和3年6月の農振除外申請分まで ※申請が認められた日より概ね1年間のうちに農地法の農地転用申請をしてください。
	・農振除外申請を要さない農地 令和3年6月17日(木)締切の農地転用申請分まで
農地以外 (宅地・雑種地・山林 等)	令和3年6月30日(水)まで 期限内に「排水設備等計画確認申請書（下水原簿）」を提出してください。

農振除外申請・・・「農業振興地域整備計画における農用地除外申請」
物件設置許可申請書・・・「排水設備等計画確認申請書（下水原簿）」を提出する前に必要な申請です

これより後は全て浄化槽の設置をお願いします。

- 区域外については以下のような場合も接続不可となります。
- ・宅地の前に本管があり、取付管のみ新設する場合
 - ・宅地分譲、建売分譲等により本管を自費工事にて延長し、市に施設譲渡する場合 等
- ※個別案件につきましてはご相談ください。

<お問い合わせ先> 美濃加茂市役所上下水道課お客さま係 0574-25-2111（内324・323）